

北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議

令和6年第3回東大和市議会定例会で抗議決議を可決した以降も、北朝鮮は、弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。国際平和と安全に深刻な脅威を及ぼし、地域と世界の平和と安定に逆行する極めて重大な行為であり、また北朝鮮に対し核開発の放棄並びに弾道ミサイル技術を利用したいかなる発射も行わないことを求めた国連安保理決議、6か国協議の共同声明、日朝平壤宣言にも違反する暴挙である。

東大和市議会は、これまでも北朝鮮が行った核実験の実施や長距離弾道ミサイル発射の計画・実施に際して繰り返し厳しく批判し、計画中止を求める決議や非難決議を行ってきた。

本市議会は、一連の軍事行動を厳しく糾弾するとともに、世界の恒久平和と東アジアの平和と安定を願い、北朝鮮政府に対し再び核実験や長距離弾道ミサイルの発射を行わないことを強く求め、また、北朝鮮政府が国連安保理決議を守り、6か国協議の共同声明に立ち返り、国際社会の責任ある一員としての行動をとるよう強く求めるものである。

また、日本政府が、日本国民の生命と安全を守る立場から、北朝鮮が非核化への道を歩むための圧力をかけるとともに、国際社会と協力して事態の平和的解決を図るよう求めるものである。

以上、決議する。

(議決日) 令和6年12月18日

(送付日) 令和6年12月20日

(送付先) 内閣総理大臣